契約書

和歌山県紀の川	∥市鞆渕地区に居住す	ることを希望する児童	査生徒の保護者を甲とし,	これを受け入れる山村留学セ
ンターを乙とし,	地元の児童生徒と共	に健全な育成を図り、	教育効果を高めるため,	本委託契約を締結する。

- 第一条 甲及び乙は、本契約に基づく児童生徒の委託については、児童憲章の理念に則り児童生徒のよりよい 生活を実現すると共に、児童生徒を健全に育成するため、双方誠意をもってあたるものとする。
- 第二条 受け入れる児童生徒は、小中学校義務教育対象学年児童生徒とし、期間は1年間とする。 但し、甲と乙の合意により、期間を延長することができる。
- 第三条 甲は乙に対し、委託児童生徒の食費を含む下宿代として、一人当たり年額720,000円を12ヶ月分割として月額60,000円也(小学生)を、翌月分として毎月25日迄に前納する。この額は、期間内であっても著しい物価の変動その他の要因により変更することがある。中学生については、年額756,000円、月額63,000円也。

上記の他,教育費,その他児童生徒の就学に要する費用,医療費,衣服費や,その他諸経費は甲の負担とする。

- 第四条 児童生徒の転居・転学に必要な諸手続は、乙の協力を得て甲が行うものとする。
- 第五条 乙は、児童生徒が健全な身体と豊かな情操、良識をもった人間になるよう、深い理解と愛情をもって 誠実に養育するものとする。
- 第六条 学校の長期休暇, または特別な事情が生じた時は, 乙は児童生徒を甲のもとに帰省させ, または引き 取らせる。

この場合、児童生徒の引き取り、または送り届けは、甲において行うものとする。

- 第七条 本契約は、児童生徒の監護養育の全てを乙に委ねたものでなく、甲は児童生徒の親権者、または後見 人として、依然監護養育の責任を負うものであることを確認する。
- 第八条 乙が児童生徒を監護養育している間に、児童生徒が病気その他身体に異常が生じた時は、乙は医師そ の他医療機関に相談し、診察を受けさせる他、直ちに甲に連絡するものとする。

家出,その他児童生徒保護者の養育に関し困難な問題が生じた時は,乙は学校その他関係機関に連絡し,必要な援助を求める他,直ちに甲に連絡するものとする。

- 第九条 乙が通常用いるべき注意義務を用いて、監護養育を行っていたにもかかわらず、病気、事故、その他 の事由により、児童生徒保護者に如何なる損害が生じることがあっても、甲は乙に対し、何等の異議、 苦情、損害賠償の請求をしないこととする。
- 第十条 次の各号に該当する時は、乙は本契約を解除することができる。
 - 一 児童生徒の不良行為により、乙は監護を続けることが困難となった時。
 - 二 甲が、第三条に定める費用の納入を怠った時。
 - 三 甲が、所在不明その他の理由により、親権の行使等が不可能となった時。
 - 四 その他、本契約の履行を継続しがたい事由が生じた時。
- 第十一条 前条により、本契約が解除された時、第十条三号に上げる場合を除き、甲は直ちに児童生徒を引き取るものとする。この時、甲乙及び立会人は必要な処置につき協議を行うものとする。

第十条三号の場合、乙は保証人及び立会人と協議の上、児童生徒を公的施設に入所させるための必要な手続きを取るものとする。

- 第十二条 この契約に定めのない事項については、甲乙及び立会人が協議して定めるものとする。
- 第十三条 保証人は、本契約の定める事項につき、甲と連帯して、履行の責に任ずるものとする。

以上,契約の証として,本書四通を作成し,甲・乙・保証人・立会人が各一通ずつ,これを所持するものとする。

立 会 人 鞆渕地区山村留学対策委員会会長 氏 名 印